

令和7年度 第3回 新潟市国民健康保険運営協議会

日時	令和8年1月15日(木) 午後1時35分～午後2時15分		
場所	市役所本館6階 講堂		
出席委員 (12名)	山崎 光子	出席委員	井上 達也
	藤田 清明		和田 司
	金口 忠司		佐藤 かおり
	中村 節子	欠席委員 (6名)	大滝 一
	岡田 潔		五十嵐 紀子
	荒井 節男		山田 喜孝
	田中 博子		関本 竜一
	村松 通隆		長井 範親
菊地 利明	角田 宏夫		
会議出席 事務局職員	職・氏名		職・氏名
	福祉部長	上所 美樹子	
	保険年金課長	渡部 和人	
	保険年金課長補佐	高橋 勝	
	管理・年金 グループ係長	小林 徹	その他保険年金課職員
議題	令和8年度国民健康保険料率の検討について ほか		

令和7年度 第3回 新潟市国民健康保険運営協議会 会議録

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第3回新潟市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、資料の確認をお願いいたします。</p> <p><配付資料の確認></p> <p>ここで、本日の出席状況につきましてご報告いたします。本日は、山田委員、関本委員、長井委員、大滝委員、五十嵐委員、角田委員が都合によりご欠席でございます。</p> <p>現在18名の委員のうち、本日は12名の方からご出席いただいておりますので、新潟市国民健康保険条例施行規則に定めます会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。会議中にご発言をされる際は、マイクをお持ちいたしますので、ご協力をお願いいたします。山崎会長、お願いいたします。</p>
山崎会長	<p>皆様、こんにちは。新しい年を迎えました。本年もよろしくをお願いいたします。またご多用の中ご出席賜りましてありがとうございます。</p> <p>本日は令和8年度の保険料率の審議になります。政治情勢が目まぐるしく変化し、経済の環境も厳しい状況にございます。国民健康保険は日々の生活を支えるもので、生活者の現実を踏まえて協議し、より良い答申を作成したいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に、本日の会議録署名委員として「金口委員」を指名させていただきます。後日、事務局が作成する会議録をご確認いただいて、署名をお願いいたします。</p> <p>それでは、議題のうち、「令和8年度国民健康保険料率の検討について」です。</p> <p>前回の協議会では、市長より諮問のありました「適正な保険料率のあり方」と「保険料賦課限度額」の2つの事項について審議を深め、それぞれの立場から貴重なご意見をいただ</p>

<p>保険年金課長</p>	<p>きました。</p> <p>本日は、はじめに、事務局より本算定結果に基づく資料について説明を受け、その後に私の方から答申案について、説明させていただきます。</p> <p>では、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「1 国民健康保険事業費納付金の令和8年度本算定額」です。先日、県から納付金の本算定額が示され、これに基づく来年度の収支見込みを作成いたしましたので、順にご説明します。</p> <p>「(1) 令和8年度納付金仮算定額との比較」です。12月の仮算定時の納付金額と比べて、本算定では、表の丸囲みの記載のとおり、納付金が約5.8億円増加しました。仮算定から本算定への納付金の変動要因ですが、県の担当課によると、医療分は、令和8年度診療報酬改定を見込んで算出した結果増加、後期支援分、介護分、子ども・子育て支援分は、国から県へ示される係数に基づき算出した結果、後期支援分と子ども・子育て支援分は増加、介護分は減少したものと聞いております。</p> <p>次の「(2) 令和7年度納付金本算定額との比較」ですが、令和7年度の納付金と比べて、令和8年度は約3.6億円減少しました。</p> <p>主な要因としては、医療分は被保険者数の減少に伴い医療費が減少している影響により減少したものの、後期支援分と介護支援分はそれぞれ必要総額の増減によるもの、子ども・子育て支援分は、新設により純増したものです。</p> <p>続いて、裏面の「2 子ども・子育て支援分 市町村標準保険料率」です。右の表に赤字で記載しております「子ども・子育て支援分」の保険料率が、県から納付金の本算定額の通知に合わせて示された、本市における子ども・子育て支援分の納付金額に基づいて算出された標準保険料率です。所得割は0.27%、均等割は1,688円となっております。その他の保険料率は令和7年度の料率となっております。</p> <p>例えば、65歳以上75歳未満夫婦2人世帯で、夫の年金収</p>
---------------	--

入 190 万円、妻の年金収入 160 万円として試算しますと、世帯当たり年額約 2,800 円、月額では約 230 円となります。

次に、「3 本算定に基づく令和 8 年度収支見込み」です。表の「R 8 (仮算定)」の「単年度収支」欄は、前回協議会の際にお示ししたとおり、約 7.5 億円の黒字でした。今回の本算定では、納付金額が仮算定から約 5.8 億円増加しましたが、被保険者の所得額を再度見込み直し、保険料収入等の再推計を行ったところ、表の「R 8 (本算定)」の「単年度収支」の欄は、約 6.3 億円の黒字、仮算定から約 1.2 億円黒字額の減となる見込みです。

次に、「4 収支状況と財政調整基金残高」です。前回の協議会の際にご説明しました内容を、令和 7 年 12 月末時点に更新したものです。変更点を赤字で記載しております。

「(1) 令和 6・7 年度収支状況」です。令和 6 年度は変更ございません。令和 7 年度は令和 7 年 12 月末時点において、単年度収支で約 1.6 億円の黒字を見込んでいます。

次に、「(2) 国民健康保険事業財政調整基金の保有額」についてです。令和 7 年度は令和 7 年 12 月末時点において、単年度収支黒字を見込んでいることから、基金の取り崩しは行わず、基金残高は令和 6 年度末と同額の約 31.8 億円を見込んでいます。

次に 3 ページ目「5 財政調整基金保有額の見通し」です。

「(1) 新潟市国民健康保険事業財政調整基金保有額の見通しについて」です。基金の保有額は、法律や条例などの明確なルールがなく、過去に国からの通知で示されていた保険給付費の 5%相当を参考にしています。直近の通知では目安額に関する規定はありませんが、「保険者の規模等に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたい」とされています。保険給付費の過去 3 か年平均の 5%相当額を積み立てることとされており、令和 4 年度から 6 年度の保険給付費の平均額の 5%で計算した結果、約 25.4 億円となり、令和 7 年度末の基金残高見込み額約 31.8 億円は、目安額よりも約 6.4 億円超過していることとなります。

次に、「(2) 新潟市国民健康保険事業会計と基金残高の現状」です。表をご覧ください。項目の欄、財政調整基金残高は過去の国通知による基準額を約 6.4 億円超過しています。

下の段、R 6 以前からの累積黒字額は、約 2.7 億円です。この約 2.7 億円は、令和 6 年度決算で生じた累積黒字額約 4.2 億円のうち、令和 6 年度国県補助金の精算に伴う返還分約 1.5 億円を差し引いた実質的な累積黒字額です。この黒字額は、必要に応じて基金への積立をすることが可能です。

下の段、R 7 単年度収支見込では、令和 7 年 12 月末時点で約 1.6 億円の黒字を見込んでいるため、累積黒字同様に決算確定後、必要に応じて基金へ積立をすることが可能です。

よって、令和 6 年度の累積黒字額と合わせて、約 4.3 億円は急な保険料収入の減少時の補填や、基金への積立とすることが可能な状態です。

以上のことから、令和 7 年 12 月末時点において、本市の国保会計および基金残高は安定していることがわかります。

次に、「(3) 新潟県国民健康保険財政安定化基金」です。新潟県は、平成 30 年度の県単位化以降、財政安定化基金を保有しています。活用の用途は 3 つあり、1 つ目は、災害などにより保険料収入が著しく減収した市町村への交付、2 つ目は、市町村が納付金を納めるために見込んだ保険料収納額が不足した場合の貸し付け、3 つ目は、当該年度において県が納付金算定の際、1 人当たり納付金額が前年度と比較し大幅な増加が見込まれた場合に基金を充当し、各市町村の納付金額の急激な増加を圧縮するものです。県は、令和 7 年 3 月末時点で約 53.4 億円保有しています。

次に、「(4) 新潟県保険料水準統一の影響」です。新潟県では、国の方針に基づき、「第 2 期新潟県国民健康保険運営方針」にて各市町村の医療費水準を調整しない「納付金ベースの統一」を令和 12 年度に設定しています。新潟市は、他の市町村と比べ医療費水準が高いため、医療費水準の調整により納付金は割高となっていますので、令和 12 年度以降「納付金ベースの統一」により、本市の納付金額は下がる可能性があります。

次に「(5) 令和9年度以降の基金残高の見通し」です。仮に、令和9年度から、納付金ベースの統一前の年度である令和11年度の3年間連続で単年度収支見込を毎年約5億円の赤字とした場合、3年間の累積赤字額は約15億円になります。赤字額を毎年約5億円とした理由は、令和7年度当初予算時点で見込んだ赤字額の約4.5億円は、県単位化以降赤字見込額としては最大であったため、さらに赤字額を増額して想定するためです。

これまでのご説明から、新潟県の財政安定化基金により、急激な納付金の増加は抑制される見込みであること、令和6・7年度の累積黒字見込額、約4.3億円が活用可能であること、累積黒字額を活用しても不足する約10.7億円は本市の財政調整基金残高、約31.8億円を活用することが可能です。本市の基金を活用した結果、令和11年度末で残高は約21.1億円まで減少しますが、過去の国の通知から算出した基準額、約25.4億円に近い残高を保有できるため、仮に3年連続で単年度収支が赤字となっても、令和11年度までは、累積黒字と本市の財政調整基金を活用した財政運営が可能です。

続いて、資料2をご覧ください。「賦課限度額の改定について」は、前回と同じ内容ですが、子ども・子育て支援分の賦課限度額が国から通知されましたので変更部分をご説明します。

「3 改定内容」をご覧ください。令和8年度については、国民健康保険料のうち、医療分の上限を1万円引き上げる改定内容を示しています。

子ども・子育て支援分は、表のとおり上限額を3万とする改定内容を示し、上限額の合計は113万円となります。

裏面の内容は前回同様のため、説明は省略させていただきます。資料の説明は以上となります。

山崎会長

それでは、審議を始めます。今ほどの事務局からの説明に対して、ご意見やご質問はありませんか。

和田委員お願いします。

和 田 委 員	<p>2点お聞きします。</p> <p>1点目、県の本算定額に関して。診療報酬の改定を加味して県が上げたということなので、それは当然かと思うのですが、基本的な問題として、例えば、この令和8年度の本算定納付金額、総額165億8,698万6,000円を払いさえすれば、令和8年度において新潟市の医療給付費が、これより多くなっても少なくなっても、納付額さえ納めれば、令和8年度中の医療給付費が増えれば県が負担し、減れば県の余剰ということになると思うのですが、県の負担が増えた場合は、令和9年度納付金にその分を反映するやりくりなのでしょうか。</p>
保険年金課長	<p>和田委員がおっしゃる通りです。</p> <p>市は県から示された納付金額を納めます。医療給付費は増える場合も、減る場合もあります。増減額は次年度以降の納付金額算定時に調整されます。令和8年度は、12月時にお示しした金額から、診療報酬改定を見込んで算定した結果、5億7,000万増えた額を納付することになります。</p>
和 田 委 員	<p>2点目、子ども・子育てに関する料率です。0.27%というのは、新潟市が設定した料率ではなく、新潟県が県内の市町村に対して統一指標を示したという数字でよろしいでしょうか。</p> <p>統一指標だとしたら、最低0.27%分を最低限納めなくてはいけないのですが、その分はこども家庭庁の政策の財源になり、新潟市は徴収してスライドでそのまま国へ納めることとなります。新潟市としては、代行徴収の役割だと思うのですが、そうすると新潟市には何も残らない。基金へ少しずつ積み立てた方がいいと思います。</p> <p>例えば、0.28%や0.29%などに調整をするか、あるいはできるのかも教えていただけるとありがたいです。</p>
保険年金課長	<p>所得割の0.27%ですが、新潟県から新潟市に示された数字です。県内の他市町村を見ますと、0.25%～0.29%で示されているところもあります。前回の運営協議会でも、委員の皆</p>

	<p>様から県の標準税率を参考にすべきというご意見も伺いまして、新潟市は0.27%でいかせていただきたいと考えております。</p> <p>ちなみに何故質問したかという、健康保険組合は来年度0.23%にします。</p> <p>給料天引きなので固定均等割等はないのですが、月給が出たら0.23%分を子ども・子育て支援金として徴収し、ボーナス、臨時収入、創立何周年記念のお祝い金等、社員やスタッフの方に報酬が出たら必ず0.23%かけて、納めていただくという形ですが、こども家庭庁から示された、これだけを取ってくれてというのが0.20077…%という円周率のような数字で、それを賄えばいいのですが、そのままスライドして納付すると子ども・子育て支援分の貯金が何も残らないので、全国健康保険組合連合会では、0.200%ではなく0.23%一律で徴収します。その場合、余剰分が発生するので基金にあたる子ども・子育て支援分の貯金として、少しずつ貯めていこうということです。</p> <p>これが正しい形だと思います。不測の事態が起きた際や、会社の事業が悪くなったり、予定していた保険料が取れなかったりした際に貯金で賄うため、その貯金を貯めようという考え方です。新潟県がそのような含みを持って0.27%にしているという考え方でよろしいでしょうか。</p>
<p>和田委員</p>	<p>はい、その通りです。</p>
<p>保険年金課長 山崎会長</p>	<p>他にご意見、ご質問はございますか。</p> <p>ないようですので、それでは、答申書案についてです。案の作成につきましては、私にご一任いただきましたので、資料3に記載のとおり前回の審議内容と皆様からお聞きしたご意見をもとに、副会長の藤田委員にご相談しながら作成いたしました。</p> <p>まずは、お手元の答申書案をご一読いただきたいと思います。</p>

では、内容についてご説明いたします。

「2 審議結果」のうち、「(1) 適正な国民健康保険料率のあり方について」ですが、皆様からは、「被保険者の基準総所得が増加傾向にあること。数年間基金を取り崩しておらず、令和7年度も取り崩しは不要となること。被保険者の生活は厳しい状況が続いていること。引き下げる要因があるならば引き下げるべきである」とのご意見が多かったかと思えます。

「黒字額の一部は積み立てるべき」とのご意見もございましたが、本日事務局から、今後の基金残高の見通しについて説明があったように、現在の基金残高は適正な水準が確保されており、令和11年度まで赤字が継続した場合でも、基金を活用した運営が可能であること、昨年11月の研修会において、本市の被保険者の所得状況は200万円以下の低所得者層が8割を占めていることから、答申書案としては、ご覧のとおりとしました。

また、子ども・子育て支援分の保険料率については、新潟県が示す市町村標準保険料率をもとに設定すべきというご意見が多かったと思えます。

「(2) 保険料賦課限度額について」は、前回出席された全ての委員の皆様が、国の基準どおりに引き上げて良い、というご意見でしたので、新設の子ども・子育て分も含めまして、答申書案としては、国の改正通りとすることを妥当としました。

裏面をご覧ください。3 附帯意見として、前回の協議会では意見はありませんでしたが、昨年度同様に、「保険料収納率の向上による歳入の確保に努めるとともに、医療費の適正化に向け、特定健診など、加入者の健康づくりに取り組むこと」について、国民健康保険財政運営の基礎として重要であることから、記載させていただきました。

私からの説明は以上となります。

それでは、先程の事務局からの本算定結果の説明なども踏まえて、答申案の審議を行いたいと思えます。

はじめに、前回欠席された金口委員から、料率や賦課限度額のあり方についてのご意見を聞かせていただければと思い

<p>金 口 委 員</p>	<p>ます。ご意見は3点お願いします。1つ目は「保険料率について」、2つ目は「子ども・子育て支援金の保険料率について」、3つ目は「賦課限度額の改定について」です。金口委員お願いします。</p> <p>前回のご意見を拝見しますと、かなり生活が厳しいということが書かれておりますが、私共も厳しい状況で、これまでにない物価高騰が全く止まらない状況です。被保険者の代表者といたしましては、当然のことながら、この非常に厳しい状況を少しでも改善する必要があるというふうに考えておりますので、この収入超過分については全部保険料率の引き下げのために使うべきであると考えます。</p> <p>2点目は、この答申書案の通りでいいと考えております。</p> <p>3点目は国の基準に沿って引き上げることがよろしいかと思えます。</p>
<p>山 崎 会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今日、欠席の長井委員から、FAXが届いておりますので、読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>では長井委員のご意見です。</p> <p>保険料率については、12月25日出席の皆様と同様に引き下げるべきと考えております。ただし、農業者の中には、保険料率の増減に関わらず、毎年の変化を好まない方もいらっしゃることも事実です。令和8年度産米の価格は、収穫量を平年並みと見込んだ場合、60キロあたり5,000円から6,000円程度下がると思われます。それを踏まえた料率を設定していただきたく思います。</p> <p>子ども・子育て支援保険料率、賦課限度額については、県・国が示す基準に沿った形で良いと思えます。</p> <p>以上です。</p> <p>前回のご意見から修正、あるいは追加の意見がある方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。</p> <p>菊地委員、お願いします。</p>

菊地委員	意見ではないですが、この答申書案に引き下げということは書いてありますが、いくら引き下げるかというのは、私たちの検討事項ではないという理解でよろしいですか。
山崎会長	はい、引き下げてくださいという答申書を作りますが、金額的なものは議会の方で検討されることだと思っております。
藤田委員	参考までに、前回「1人あたりいくら引き下げることが可能」のような数字が載っておりましたが、課税は世帯課税なので、もし1世帯あたりどの程度の額が引き下げられるのかという、平均的な数字が出ていたら教えてください。多分皆さんその辺が一番関心あるのではないかと思います。
山崎会長	今ほどの質問に対して事務局回答をお願いします。
保険年金課長	<p>あくまでも、世帯によって数字は変わりますので、参考額としてお聞きいただければと思います。黒字額が6.3億円、これを世帯あたりで割り返した単純計算の試算では、令和8年度の見込み世帯数8万7千世帯として、世帯あたり約7,200円程度の引き下げを見込むことができます。</p> <p>ただし、資料1、2ページに記載したとおり新潟県が示した子ども・子育て支援分の標準保険料率を用いて、65歳以上の夫婦2人世帯で算出した世帯あたりの年額保険料は約2,800円になります。</p> <p>よって、子ども・子育て支援分の純増分を加味すると、保険料全体の引き下げ幅は年額約4,400円程度になります。これは平均になり、各世帯によってばらつきが出ますので、一例でございます。</p>
山崎会長	他に何かご質問やご意見ございませんでしょうか。 井上委員、お願いいたします。
井上委員	私は前回、据え置いてもいいのではないかという意見を出

	<p>しましたが、皆さんの意見に足並み揃えて引き下げでいいと思っております。答申書案を直さなくてもいいのですが、文章の中に生活が厳しいとか、実質の賃上げには物価上昇が追い付いていないという文言はあえて外したと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>あえて外したのではありませんが、貴重なご意見として承らせていただきたいと思います。</p> <p>それでは皆様、もし何もなければ、このままでということでもよろしいでしょうか。</p> <p>皆様からのご意見をいただきましたが、答申書案はこのままの形でまとめることとして、今のご意見も含めまして、細かな部分の訂正については、私に一任いただきたいと思います。</p> <p>完成した答申書は、1月下旬に私から市長へお渡しする予定です。委員の皆様からのご意見をしっかりお伝えしたいと思っております。皆様には、後日、答申書の写しを送付いたします。</p> <p>また、本日の会議で答申書がまとまりましたので、21日に予定していた第4回運営協議会は「開催しない」ということでご了承願います。皆様のご協力により、こうして無事に答申書をまとめることができました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、答申書案の検討について審議を終了します。</p>
山崎会長	<p>あえて外したのではありませんが、貴重なご意見として承らせていただきたいと思います。</p> <p>それでは皆様、もし何もなければ、このままでということでもよろしいでしょうか。</p> <p>皆様からのご意見をいただきましたが、答申書案はこのままの形でまとめることとして、今のご意見も含めまして、細かな部分の訂正については、私に一任いただきたいと思います。</p> <p>完成した答申書は、1月下旬に私から市長へお渡しする予定です。委員の皆様からのご意見をしっかりお伝えしたいと思っております。皆様には、後日、答申書の写しを送付いたします。</p> <p>また、本日の会議で答申書がまとまりましたので、21日に予定していた第4回運営協議会は「開催しない」ということでご了承願います。皆様のご協力により、こうして無事に答申書をまとめることができました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、答申書案の検討について審議を終了します。</p>
岡田委員	<p>今日の審議とは直接関係ない話ですが、保健医側の代表として、今日はお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>新潟市の国民健康保険が、黒字の主たる原因は加入者の減少ということに尽きますが、昨年度も黒字だったということでした。先日もお話ししましたが、新潟県内の医療機関の7割、公的医療機関に関しては9割が赤字という実態を踏まえまして、国民健康保険が黒字、病院の収支自体が赤字ということで乖離が生じています。これは、医療機関側の懸命な努力もありますが、主たる原因は、賃金の上昇と人件費の上昇、それから物価高、それに尽きると思います。その中で医療機</p>

	<p>関が、国民健康保険が黒字にも貢献できるように一生懸命頑張っていること自体を皆様にご理解いただいて、今後もご支援いただければと思ひまして一言お礼を申し上げます。どうもありがとうございました。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>山崎会長、岡田委員、ありがとうございました。 それでは、最後に福祉部長の上所よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>福 祉 部 長</p>	<p><部長挨拶></p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、これをもちまして本日の運営協議会を閉会といたします。本日は大変ありがとうございました。</p>